

第 12 章 実現化方策

1 計画実現に向けての考え方

本計画は、松浦市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものであり、将来の土地利用や都市施設、環境保全等に関して部門別の計画を総合的に検討したものです。

今後は、市民や各種団体等との協働のまちづくりに取り組みながら、個別計画等の立案・具体化を図るとともに、それらの相互の連携・調整を図りつつ、本計画を推進していきます。

(1) 協働のまちづくり

ア. 役割分担

近年、住民一人ひとりの価値観が多様化し、地域社会の課題も複雑化しています。また、人口減少・少子高齢化社会の進行等による地域活力の低下など、本市においても取り組むべき課題が山積しています。

このため、市民、事業者、行政など、それぞれの主体の役割を明確にするとともに、まちづくりの目標の共有と適切な役割分担に基づき、地域の特性に応じた魅力と活力ある地域づくりに協働で取り組む必要があります。

■市民や各団体の役割

- 法や条例等で定められたルールへの遵守
- 市が行う施策や事業への協力
- まちづくりに関する要望やアイデアの提案・提言
- 建築協定、地区計画制度等、地域独自の環境整備や保全のためのルールづくりとその運用
- 敷地内の緑化・街角へのフラワーポットの設置など、市民が自ら行うまちなみ景観の形成
- 地域内住民組織やまちづくり組織への積極的な参加と活動
- ボランティアによる公園や歩道の清掃等の環境美化活動
- 公共の施設の利活用の増進と利用者としてのモラルやマナーの向上

■事業者の役割

- 本市が目指すまちづくりの方向性についての理解と協力
- 周辺環境や景観に配慮した施設計画
- 環境整備や美化・清掃活動等による地域への貢献と地域との融和
- 市が行う施策・事業への協力

■行政の役割

- 公共事業の実施
- 市民等への情報発信、情報提供・公開、意見等の聴取
- 財政的支援等の公益的なまちづくり活動への支援
- 社会実験・実証実験の実施や支援
- 関係機関との調整や連携

イ. 推進体制の強化

まちづくりの推進体制を強化するためには、計画を決定する行政内部の関係部局間の連携体制や市民、事業者等との協働の仕組みを強化するとともに、国・県などの上位計画や連携する周辺市町との調整、社会経済情勢の変化に対応した計画の見直しなど、柔軟な体制づくりを進めます。

■協働の仕組みづくり

協働のまちづくりを円滑に推進するためには、市民、事業者等と行政が都市計画の必要性や重要性を適切に認識し、協働でまちづくりに取り組む必要があります。そのため、まちづくりへの市民参加や事業者等の協力を促し、市民、事業者等と行政が連携・協力できる仕組みづくりを進めることで、協働のまちづくりの実現を図ります。

また、身近な道路や河川、公園など、本市の都市施設の計画、整備、運営等に当たっては、ワークショップの開催やパブリックコメントの実施などにより市民、事業者等と行政がまちづくりについて十分に話し合い、共にまちを育てていく仕組みづくりを進めます。

■関係機関との連携強化

本計画を実現するためには、各種関係機関との連携が必要不可欠となります。国や県が事業主体となる都市施設の整備等については、各事業主体との連携強化を図り、積極的に整備の促進を働きかけていきます。

また、周辺市町、公共交通事業者、警察、消防などの関係機関との連携や調整を図り、利便性が高く安全・安心なまちづくりを進めます。

■都市計画区域外の整備

本市においては、市域 130.55 km^2 に対し、都市計画区域 32.95 km^2 を除く 97.60 km^2 の地域が都市計画区域外となっています。市域の7割以上を占める都市計画区域外における森林等の自然環境を保全・活用していくとともに、生活インフラの整備や交通体系の整理等によって、誰もが住みやすいまちを目指していきます。

また、都市計画区域外に点在する文化財等についても、本市の重要な歴史資源・観光資源としての保全・活用を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

■推進体制の強化

本計画に基づいたまちづくりを推進するためには、都市計画制度の枠組みだけにとどまらず、個々の計画について産業、福祉、教育、環境なども含めた総合的な判断が必要となります。したがって、行政内部の関係部局の横断的な連携による推進体制を強化し、関連組織・関連各課と協議・調整の上、総合的かつ効率的なまちづくりを進めます。

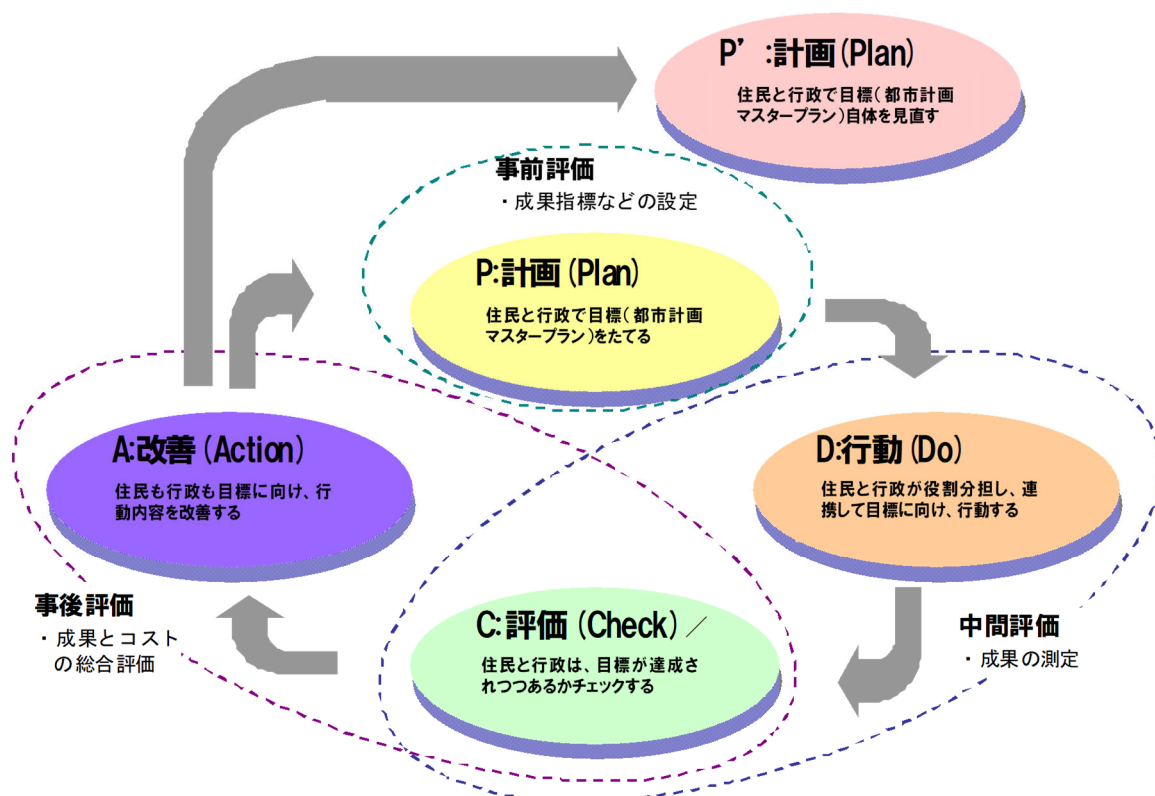
(2) 都市計画マスタープランの運用

ア. 計画の進行管理と見直し

都市計画マスタープランは、中長期的な視点に立った計画であり、その実現には時間を要することから、その過程を適切に進行管理する必要があります。

本計画に基づく具体的な計画決定や事業の施行については、実効性を確保するため、定期的に施策・事業の進捗状況をチェックするとともに、下図に示す「PDCAサイクル」の考え方に即した進行管理を行い、進捗状況や成果が評価できる体制づくりを進めます。

PDCAサイクルによる地域経営の継続的な改善



■都市計画マスタープランの見直し

- 国勢調査や都市計画基礎調査等の様々なデータを基に、現状を踏まえた定期的な更新
- 国・県をはじめとする上位計画の改訂や新たな法制度の制定等により、今後の都市づくりの方針に大きな変更が生じる場合に伴う変更
- 市民の主体的な活動により、地域のまちづくり方針を見直す必要がある場合に伴う地域別構想の見直し

イ. 実現の方策

本計画は、都市計画区域を対象としたまちの姿を示しています。また、全ての施策が都市計画事業によって実現できるものではなく、都市計画法に基づく規制・誘導によるまちづくりをはじめとして、産業振興等の総合的なまちづくりに資する事業手法や施策についても活用し、まちづくり方針の実現を目指します。

- 用途地域
 - ・建築基準法等各種個別法の規定と相まって、良好な市街地の形成と住居、商業・業務、工業等の諸機能の適切な配置を誘導する。
 - ・おおむね5年ごとに行う都市計画基礎調査に基づいて見直しの検討を行う。
- 特定用途制限地域
 - ・用途地域が定められていない非線引き都市計画区域や準都市計画区域内において、良好な環境づくりや環境維持を目的とし、各地域の特性に適した土地利用が行われるよう、建築物の用途に対して規制できる。
 - ・特定の建築物等の用途の概要を定め、条例により用途を制限する。
- 建築物の形態制限
 - ・白地地域における建築物のボリュームをコントロールし、地域の特性を活かした個性ある街並みの形成や良好な住環境の確保などを目的として容積率及び建ぺい率の最高限度などを定めることができる。
 - ・容積率(50～400%)、建ぺい率(30～70%)などを特定行政庁の都市計画審議会を経て定める。
- 地区計画
 - ・都市計画区域内に定めることができ、一定のまとまりを持った地区を対象として、地区の住民と市町村とが連携しつつ、その地区の課題や特徴を踏まえて実情に合ったよりきめ細かい規制を行う。
 - ・地区整備計画に建築物等の用途や形態等についての制限を定める。
- 景観地区
 - ・都市計画区域内に定めることができる。
 - ・形態意匠の制限の他、建築物の最高限度、敷地面積の最低限度等について、市町村が都市計画として決定できる。